

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」

論点整理（案）

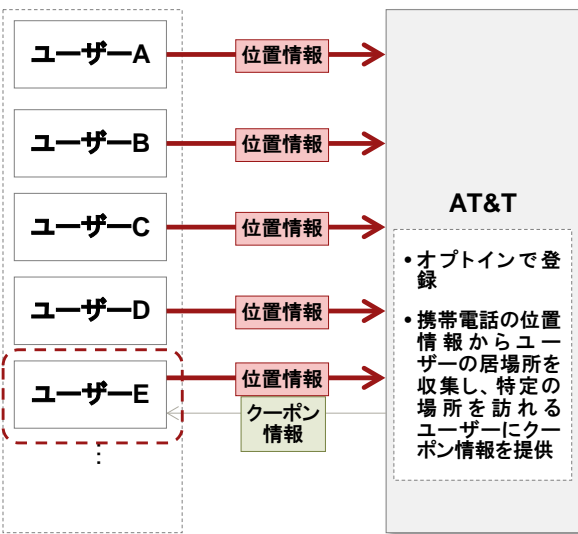
参考資料集（案）

パーソナルデータの利活用の事例①(情報通信業)

参考資料 1 - 1

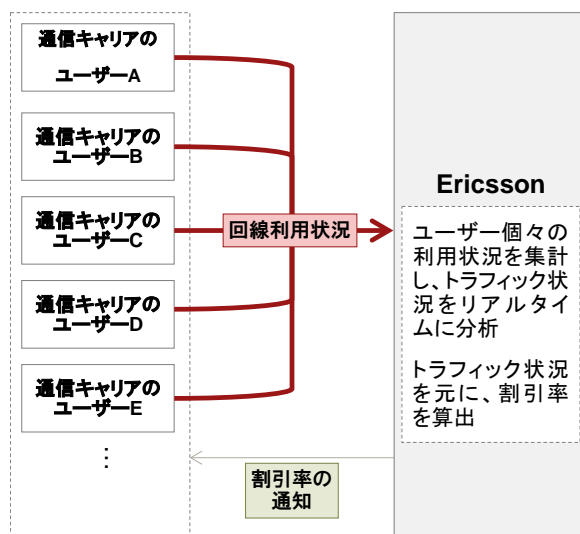
AT&T Shop Alerts

- AT&Tが、Placecastの位置情報プラットフォームを活用し、同社の顧客に対してクーポンを配信
- 飲食店やイベント開催場所など、一定区域内に入ったユーザーに対し、適切なクーポンや割引情報を配信
- 携帯電話のGPS機能を活用することで、ユーザーに対して適切なタイミングで割引情報を提供することができ、広告効果を高めることが可能に



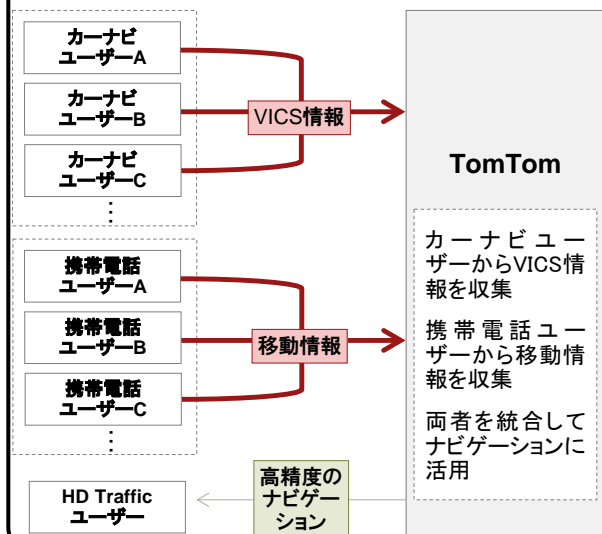
Ericsson DDS (Dynamic Discount Service)

- Ericssonが南アフリカの通信キャリアMTNグループと開発したリアルタイム割引サービスを提供
- 全ユーザーの回線利用状況を集計し、基地局毎のトラフィック状態をリアルタイムに分析
- エリア・時間帯別に、トラフィックに余裕のある場合には高い(最大80%)割引率を動的に設定
- 発展途上国の貧弱な回線であっても、大規模な設備投資を行うことなくトラフィックを最適化可能に



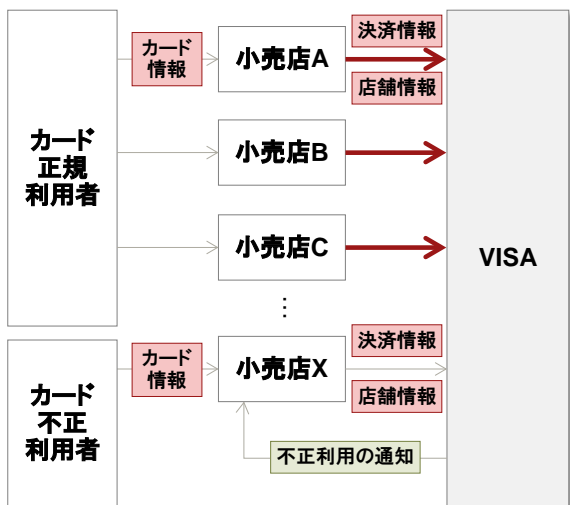
TomTom HD Traffic

- TomTomのカーナビは通信機能を備えており、FM放送を利用して端末の情報を収集(VICSに相当)
- 一方で最大1670万台の携帯電話の基地局情報/GPSデータを匿名化して収集し、利用者の移動速度・進行方向を判別
- 両データを統合することでリアルタイムに精度の高いナビゲーションを提供
- 通常よりも目的地までの時間を平均で15%削減



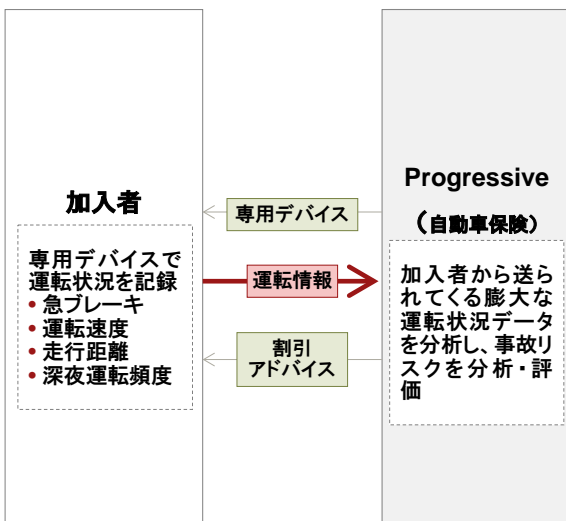
Visa Advanced Authorization

- 各店舗から送られてくる決済情報を、リアルタイムで照合・分析
- 「短時間に大きく離れた店舗で決済が発生したケース」など、不正利用の可能性が高い取引を監視し、取引が発生したその場で店舗に対して通知を実施
- カードの不正利用をリアルタイムに発見し、不正利用を早期に発見、対応することが可能になり、店舗、正規利用者の双方に対し、より高いセキュリティを提供することが可能に



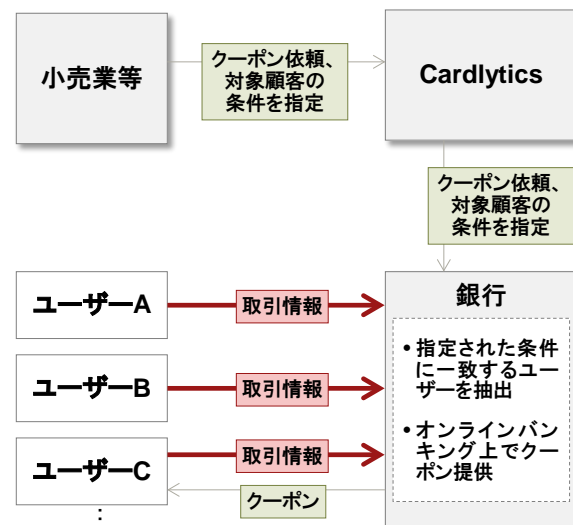
Progressive Snapshot

- 加入者に専用のデバイス(一種のドライブレコーダー)を配布し、詳細な運転状況を記録
- 加入者の事故リスクを分析・評価、個々人の運転状況に合わせた割引率を算定
- インターネットを通して、運転状況のフィードバックや安全運転のアドバイスを実施
- 蓄積された詳細な行動データを解析することで、リスクを適正に判断可能に



Cardlytics

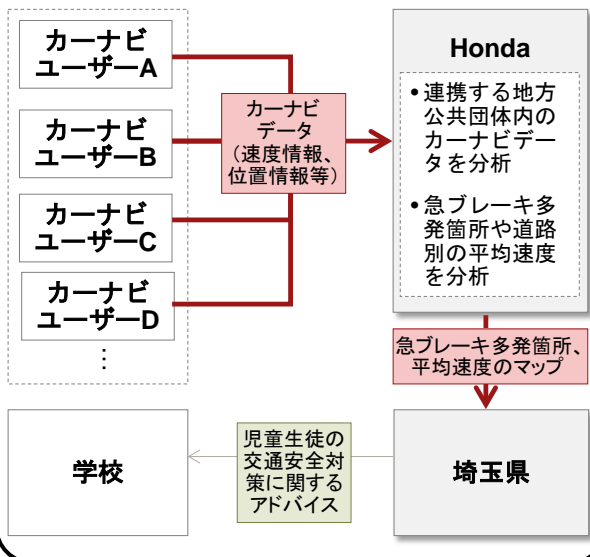
- クーポンを配布したい小売業者等が、Cardlyticsにクーポンの配布条件を依頼
- Cardlyticsは、銀行に対して該当する顧客の抽出を依頼
- 銀行は取引データを分析して該当顧客を抽出し、対象顧客にインターネットバンキング上でクーポンを提供
- 対象顧客抽出やクーポン配布は銀行で行われ、Cardlytics等に個人情報は流出しない



パーソナルデータ活用の事例③(行政分野、公益事業)

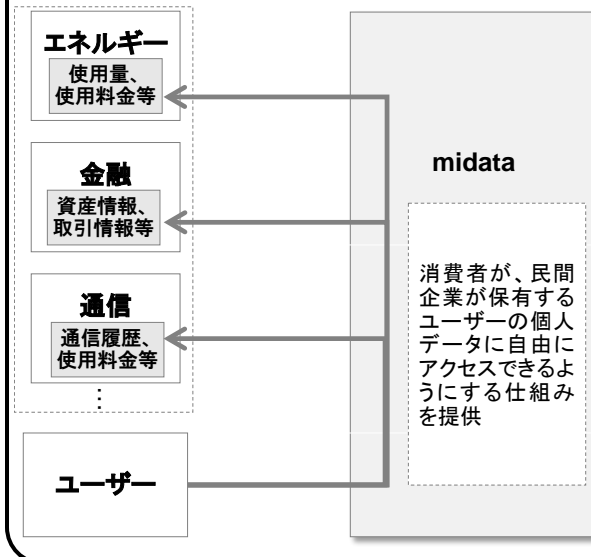
埼玉県 カーナビデータ活用

- 埼玉県では、Hondaと連携してカーナビデータの分析結果を道路行政に活用
- 車の位置情報や速度情報から急ブレーキの多発箇所を分析・抽出し、区画線の設置や街路樹の伐採によって事故件数が減少
- また、児童生徒等の交通安全対策のため、登下校時の急ブレーキ多発箇所や通学路における車の平均走行速度を分析、登下校時の人員配置や注意喚起に活用



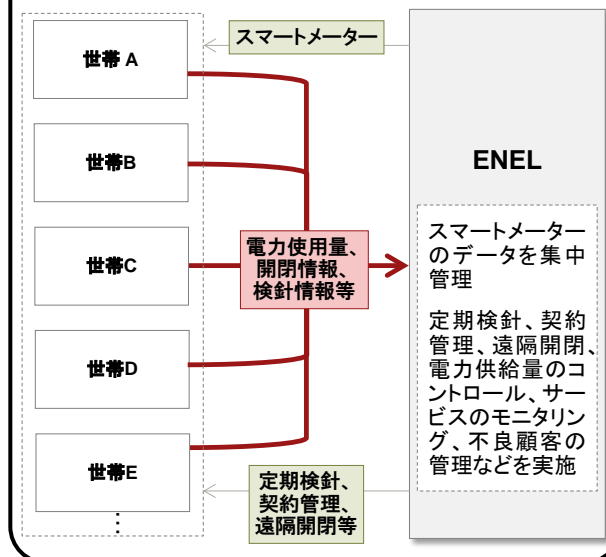
midata

- 消費者が民間企業の持つ自分の個人データに自由にアクセスできるようにすることを目指し、英政府主導で2011年に開始されたプロジェクト
- midataにはエネルギー、金融、通信などの業界から20を超える企業がパートナーとして個人データを提供
- 民間保有の個人データ活用を狙ったMidataHackathonなども開催された



ENEL Smart Meter

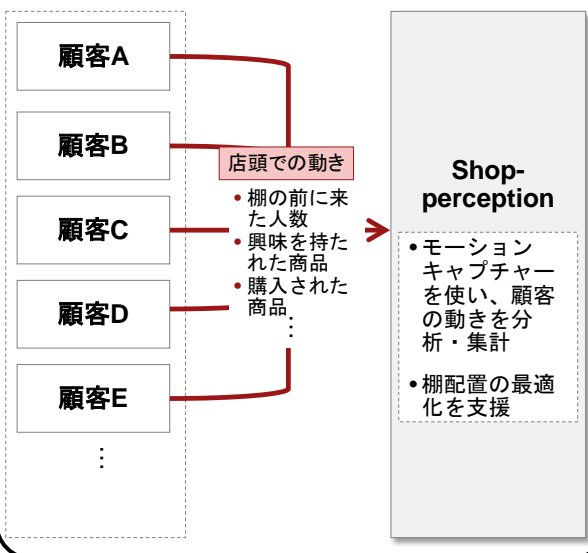
- ENELはイタリアの電力会社であり、スマートメーターの大規模設置を実施、顧客3300万戸のほとんどに導入を完了
- スマートメーターのデータは、PLC(電力線通信)およびGSM(携帯通信)を經由して集中管理
- 定期検針(15分間隔)、契約管理、遠隔開閉、電力供給量のコントロール、サービスのモニタリング、不良顧客の管理などを遠隔で実施可能



パーソナルデータ利活用の事例④(小売業)

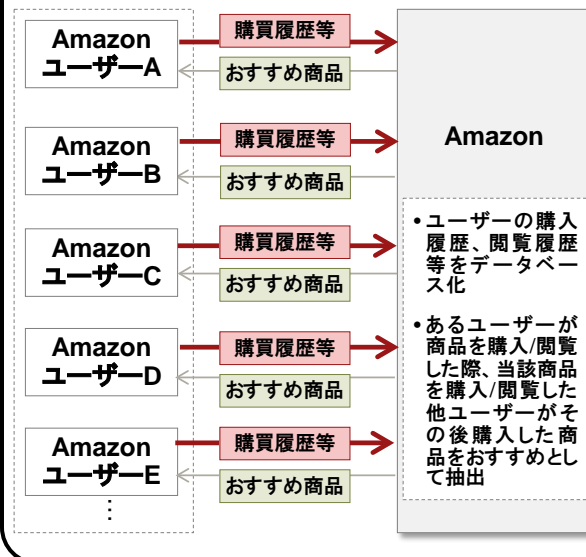
Shopperception

- 小売店の陳列棚に設置された Kinect モーションキャプチャシステムにより、手に取られた商品や顧客の動線等を機械的に分析・記録することが可能
- 販売時点(Point of Sales)のデータに加え、POB(Point of Buying)データを取得
- 「興味は持たれたが購買に至らなかった商品」と「全く興味を持たれなかった商品」の区別が可能になり、販売促進費の投資を最適化



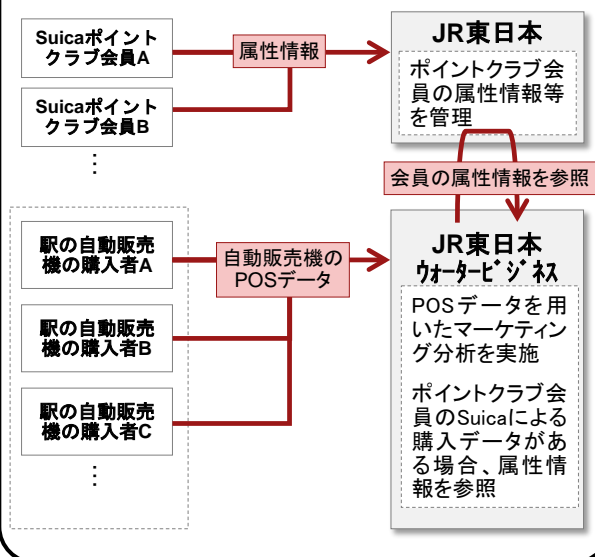
Amazon おすすめ商品

- Amazon おすすめ商品は、利用者が好みそうな商品をオンラインストア上に表示する仕組み
- 利用者の購入履歴、商品の閲覧履歴等のデータを基に、協調フィルタリング等の技術を用いて自動的に作成、表示される
- 利用者が購入履歴や閲覧履歴等はWeb上で参照でき、商品ごとにおすすめ商品の表示に利用するかどうかを指定することも可能



JR東日本ウォータービジネス

- JR東日本ウォータービジネスは駅の自動販売機を管轄する会社であり、自動販売機のPOSデータを保有
- Suicaポイントクラブ会員のSuicaで購入されたPOSデータについて、購入者の属性情報を参照し(ただし、事前同意がある人のみ)、マーケティング情報としての質を向上
- 取扱商品の選定や商品開発に活用し、購買ニーズの喚起や売上の向上に寄与



パーソナルデータの保護の原則の比較

参考資料 2

OECD プライバシーガイドライン (1980)	欧州評議会第 108 号条約 (1981) 及び同追加議定書 (2001)	EU データ保護指令 (1995)	EU データ保護規則案 (2012)	APEC プライバシーフレームワーク (2004)	ISO/IEC 29100:2011 Privacy framework	米国消費者プライバシー権利章典 (2012)	(参考) スマートフォンプライバシーイニシアティブ (2012)
プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調和させること	個人の権利と基本的な自由、特に個人データの自動処理に関するプライバシーの権利の尊重の保証 (データ保護)	自然人の基本的な権利及び自由、特にそのプライバシーの権利の保護	自然人の基本的権利と自由、特にその個人データの保護の権利の保護	パーソナルインフォメーションに対するプライバシーの保護と情報の自由な流通	このプライバシーの枠組みは、組織が PII(Personally Identifiable Information)に関連するプライバシー保護要件を定義することを助けることを意図する	個人の権利と個人データに関する企業のとるべき義務を定める	関係事業者等は、利用者がスマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを安全・安心に利用できる環境を整備するために、個人情報やプライバシーを保護しつつスマートフォンにおける利用者情報を取り扱う
<ol style="list-style-type: none"> 1. 収集制限の原則 2. データ内容の原則 3. 目的明確化の原則 4. 利用制限の原則 5. 安全保護の原則 6. 公開の原則 7. 個人参加の原則 8. 責任の原則 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独立した監督機関 2. 司法による救済 3. データ越境制限 4. 最小データ取得原則 5. 公正で合法的な手続き 7. 使用後のデータ廃棄 8. センシティブデータの保護 <p>(※)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独立した監督機関 2. 司法による救済 3. データ越境制限 4. 最小データ取得原則 5. 公正で合法的な手続き 6. 監督機関への報告 7. 使用後のデータ廃棄 8. センシティブデータの保護 9. 意思決定の自動化の制限 10. ダイレクトマーケティング利用におけるオプトアウト <p>(※)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独立した監督機関 2. 司法による救済 3. データ越境制限 4. 最小データ取得原則 5. 公正で合法的な手続き 6. 監督機関への報告 7. 使用後のデータ廃棄 8. センシティブデータの保護 9. 意思決定の自動化の制限 10. ダイレクトマーケティング利用におけるオプトアウト <p>(※)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害防止の原則 2. 通知の原則 3. 収集制限の原則 4. 個人情報使用の原則 5. 選択の原則 6. 個人情報完全性の原則 7. セキュリティ保護の原則 8. アクセスと訂正の原則 9. 説明責任の原則 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同意と選択 2. 目的の正当性と明確性 3. 収集の制限 4. データ最小化 5. 利用、保管、公開の制限 6. 精度と品質 7. 公開性、透明性と通知 8. 個人参加とアクセス 9. 説明責任 10. 情報セキュリティ 11. プライバシー・コンプライアンス 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人のコントロール 2. 透明性 3. 経緯 (コンテキスト) の尊重 4. 安全性 5. アクセスと正確性 6. 対象を絞った収集 7. 説明責任 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 透明性の確保 2. 利用者関与の機会の確保 3. 適正な手段による取得の確保 4. 適切な安全管理の確保 5. 苦情・相談への対応体制の確保 6. プライバシー・バイ・デザイン

※欧州評議会第 108 号条約及び同追加議定書、EU データ保護指令、EU データ保護規則案については Graham Greenleaf 教授(ニューサウスウェールズ大学法学部)の公開資料(The influence of European data privacy standards outside Europe: Implications for globalisation of Convention 108?, Research Paper Series No 2012/12)による。なお、これらには OECD プライバシーガイドラインの 8 原則の内容が全て含まれていると述べられている。

保護対象となるパーソナルデータの範囲の比較

OECD ガイドライン (1980)	<p>「個人データ」とは、識別された又は識別されうる個人（データ主体）に関する全ての情報を意味する。 “personal data” means any information relating to an identified or identifiable individual (data subject);</p>
欧州評議会第 108 号 条約 (1981) 及び 同追加議定書 (2001)	<p>「個人データ」とは、識別された又は識別可能な個人（「データ対象者」）に関連する全ての情報を意味する。 “personal data” means any information relating to an identified or identifiable individual (“data subject”);</p>
EU データ保護指令 (1995)	<p>「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な自然人「データ主体」に関連する全ての情報を意味する。識別可能な人とは、直接的又は間接的に、特に識別番号又は一つ若しくはそれ以上の身体的、生理的、精神的、経済的、文化的又は社会的な識別性に関連する固有の要素によって、識別されうる人である。 ‘personal data’ shall mean any information relating to an identified or identifiable natural person (‘data subject’); an identifiable person is one who can be identified, directly or indirectly, in particular by reference to an identification number or to one or more factors specific to his physical, physiological, mental, economic, cultural or social identity;</p>
EU データ保護規則案 (2012)	<p>「個人データ」とは、あるデータ主体に関する全ての情報である。「データ主体」とは、識別された自然人、又は管理者若しくはそれ以外の自然人若しくは法人によって合理的な範囲で使用される手段をもって直接的又は間接的に識別された自然人である。特に、識別番号、位置データ、オンライン識別子又は当該者の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な識別性に関連する一つ若しくはそれ以上の固有の要素によって識別されうる自然人のことである。 ‘personal data’ means any information relating to a data subject; ‘data subject’ means an identified natural person or a natural person who can be identified, directly or indirectly, by means reasonably likely to be used by the controller or by any other natural or legal person, in particular by reference to an identification number, location data, online identifier or to one or more factors specific to the physical, physiological, genetic, mental, economic, cultural or social identity of that person;</p>
APEC プライバシーフレームワーク (2004)	<p>「個人インフォメーション」とは、識別された又は識別可能な個人に関する全ての情報を意味する。(中略) 単独ではそうした基準に満たない情報であっても、他の情報と併用すれば個人を特定できる場合はそれを個人情報とみなす。 Personal information means any information about an identified or identifiable individual. (中略) It also includes information that would not meet this criteria alone, but when put together with other information would identify an individual.</p>
ISO/IEC29100:2011 Privacy framework	<p>[個人識別可能情報(PII)] (a) その性質が関連する PII の本人を識別するために利用可能な、又は (b) 直接的又は間接的に PII principal に連結可能な全ての情報 [personally identifiable information PII] any information that (a) can be used to identify the PII principal to whom such information relates, or (b) is or might be directly or indirectly linked to a PII principal [PII の本人] 個人識別可能情報(PII)に関連する自然人 [PII principal] natural person to whom the personally identifiable information (PII) relates</p>
米国プライバシー権利章典 (2012)	<p>消費者プライバシー権利章典は、個人データの商業利用に適用される。この用語（個人データ）は、特定の個人に連結可能な全てのデータをいい、集約されたデータを含む。個人データは、特定のコンピュータその他のデバイスに連結するデータも含みうる。例えば、利用記録を作成するために使われるスマートフォンや家族のコンピュータの識別子は個人データである。 The Consumer Privacy Bill of Rights applies to commercial uses of personal data. This term refers to any data, including aggregations of data, which is linkable to a specific individual. Personal data may include data that is linked to a specific computer or other device. For example, an identifier on a smartphone or family computer that is used to build a usage profile is personal data.</p>
(参考) 個人情報の保護に関する法律 (2003)	<p>「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>

センシティブデータの範囲の比較（諸外国、国際機関等）

<p>欧州評議会第 108 号条約（1981）及び同追加議定書（2001）</p>	<p>民族の起源、政治的見解、宗教その他の思想を明らかにする個人データ及び健康又は性生活に関する個人データ は国内法が適用されて適切な保護がなされることなしに自動的に処理されるべきではない。<u>犯罪処罰に関連する個人データ</u> も同様である。 Personal data revealing racial origin, political opinions or religious or other beliefs, as well as personal data concerning health or sexual life, may not be processed automatically unless domestic law provides appropriate safeguards. The same shall apply to personal data relating to criminal convictions.</p>
<p>EU データ保護指令（1995）</p>	<p>加盟国は、<u>人種又は民族の起源、政治的見解、宗教的又は哲学的な思想、労働組合の加盟状況を明らかにする個人データ</u> 及び <u>健康又は性生活に関するデータ</u> の処理を禁止する。 Member States shall prohibit the processing of personal data revealing racial or ethnic origin, political opinions, religious or philosophical beliefs, trade-union membership, and the processing of data concerning health or sex life.</p>
<p>EU データ保護規則案（2012）</p>	<p><u>人種及び民族の起源、政治的見解、宗教や思想、労働組合の加盟状況を明らかにする個人データ</u> の処理及び <u>遺伝データ又は健康若しくは性生活、犯罪処罰若しくは関連する保護措置に関するデータ</u> の処理を禁止する。 The processing of personal data, revealing race or ethnic origin, political opinions, religion or beliefs, trade-union membership, and the processing of genetic data or data concerning health or sex life or criminal convictions or related security measures shall be prohibited.</p>
<p>ISO/IEC29100:2011 Privacy framework</p>	<p>例えば、<u>PII の本人の人種、民族の起源、宗教若しくは哲学的信条、政治的見解、労働組合の加盟状況、性生活若しくは傾向及び身体的又は精神的健康に関する情報</u> を含む。他の法域では、<u>センシティブな PII は 個人情報の盗難を容易に知る情報</u> 又は <u>重要な財政的損害を自然人にもたらすこととなる情報</u>（例えば、<u>クレジットカード番号、銀行口座情報、パスポート番号、社会保障番号、免許証番号その他の政府発行 ID</u>）及び <u>PII の本人のリアルタイムの位置情報を決定するのに利用することができる情報</u> を含むうる。 Examples include information revealing race, ethnic origin, religious or philosophical beliefs, political opinions, trade union membership, sexual lifestyle or orientation, and the physical or mental health of the PII principal. In other jurisdictions, sensitive PII might include information that could facilitate identity theft or otherwise result in significant financial harm to the natural person (e.g., credit card numbers, bank account information, or government-issued identifiers such as passport numbers, social security numbers or drivers' license numbers), and information that could be used to determine the PII principal' s real time location.</p>
<p>米国 FTC 報告書「急速に変化する時代における消費者プライバシーの保護」（2012）</p>	<p>委員会は、以下で議論するように、<u>子供（注：13 歳未満）、金融及び健康に関する情報、社会保障番号並びに一定の位置情報</u> は、少なくともセンシティブデータであると定義する。 The Commission defines as sensitive, at a minimum, data about children, financial and health information, Social Security numbers, and certain geolocation data, as discussed below.</p>

センシティブデータの範囲の比較（個人情報保護法に基づく各省庁のガイドライン）

<p>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁）</p>	<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省）</p>	<p>債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（法務省）</p>	<p>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）</p>	<p>職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（厚生労働省）</p>	<p>派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（厚生労働省）</p>	<p>福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省）</p>
<p>第6条 機微（センシティブ）情報について 1 金融分野における個人情報取扱事業者は、<u>政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報</u>（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。 ①～⑧（略）</p>	<p>（取得の制限） 第4条（略） 2 電気通信事業者は、次の各号に掲げる個人情報を取得しないものとする。ただし、自己又は第三者の権利を保護するために必要な場合その他社会的に相当と認められる場合はこの限りでない。 一 <u>思想、信条及び宗教に関する事項</u> 二 <u>人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴その他の社会的差別の原因となるおそれのある事項</u></p>	<p>第5条 機微（センシティブ）情報について 1 債権回収会社は、<u>政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報</u>（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。 (1)～(7)（略）</p>	<p>4.3 例示による責任分界点の考え方の整理（略） ただし、受託する事業者は保存した情報の漏えい防止、改ざん防止等の対策を講ずることは当然であるが、<u>感染症情報や遺伝子情報等機微な情報</u>の取扱い方法や保存期間等を双方協議し明記しておく必要がある。</p>	<p>1 個人情報の収集、保管及び使用 (1) 職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（略）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。（略） イ <u>人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項</u> ロ <u>思想及び信条</u> ハ <u>労働組合への加入状況</u></p>	<p>10 個人情報の保護 (1) 個人情報の収集、保管及び使用 イ 派遣元事業主は、（略）、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。（略） (イ) <u>人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項</u> (ロ) <u>思想及び信条</u> (ハ) <u>労働組合への加入状況</u></p>	<p>2. 本指針の基本的考え方（略） 社会福祉事業を実施する事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、社会福祉分野は個人情報の適正な取扱いが強く求められる分野であると考えられる。 例えば、①<u>保護施設における被保護者の生活記録や困窮に至った事情</u>、②<u>身体障害者更生支援施設や知的障害者支援施設における利用者の障害の種類及び程度</u>、③<u>保育所における両親の就業状況</u>、④<u>児童養護施設における児童の生育歴や家庭環境</u>、⑤<u>婦人保護施設における入所者の家族の状況</u>、⑥<u>社会福祉協議会における世帯更生資金の借受人の経済状況</u>、などは特に適正な取扱いが強く求められる情報であると考えられる。</p>

<p>雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たったの留意事項について（厚生労働省）</p>	<p>農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（農林水産省）</p>	<p>経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（経済産業省）</p>	<p>経済産業分野のうち個人遺伝情報をういた事業分野における個人情報保護ガイドライン（経済産業省）</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（経済産業省）</p>	<p>船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（国土交通省）</p>	<p>無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労働供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針（国土交通省）</p>
<p>4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項 (4) <u>H I V感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報</u>については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。</p>	<p>2 取得の制限 農林水産関係事業者は、その事業の遂行に必要な場合に限って、個人情報を取得するものとする。また、<u>思想、信条、宗教その他社会的差別原因となり、その個人情報を取得又は保有に当たっては、その適正な取扱いの確保に特段の配慮を加えるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(1-2) 機微（センシティブ）情報 与信事業者等は、機微（センシティブ）情報（<u>政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報</u>）については、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。</p>	<p>(1-2) 機微（センシティブ）情報 個人遺伝情報取扱事業者は、事業に用いる個人遺伝情報を除き、<u>政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報等</u>については、法令等に基づく場合を除き、取得又は利用を行わないこととする。</p>	<p>(オ) 主務大臣等への報告 a. 個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者の場合（略）ただし、以下の場合は、経済産業大臣（主務大臣）に、逐次速やかに報告を行うことが望ましい。 ・ 機微にわたる個人データ（(a) <u>思想、信条又は宗教に関する事項</u>、(b) <u>人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報のみの場合を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項</u>、(c) <u>勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項</u>、(d) <u>集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項</u>、(e) <u>保健医療又は性生活に関する事項等</u>）を漏えいした場合</p>	<p>(一) 個人情報の収集、保管及び使用 イ 船員派遣元事業主は、（略）、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。（略） (イ) <u>人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項</u> (ロ) <u>思想及び信条</u> (ハ) <u>労働組合への加入状況</u></p>	<p>一 個人情報の収集、保管及び使用 (一) <u>無料船員職業紹介事業者等は、（略）、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。（略）</u> イ <u>人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項</u> ロ <u>思想及び信条</u> ハ <u>労働組合への加入状況</u></p>

簡潔な表示に関する検討①

総務省の「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を踏まえた取組

■MCF（モバイル・コンテンツ・フォーラム）による「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」の策定・公表

<ガイドラインの構成>

第1部:充足すべき必要要件

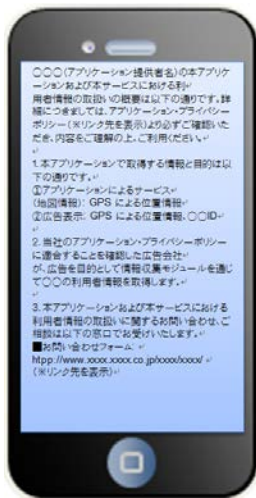
第2部:実装にあたっての推奨要件

第3部:実装にあたってのモデル案

「アプリケーション・プライバシーポリシー」のモデル案と作成ガイドを提示。詳細な本編だけでなく概要の作成方法についても提示。

アプリケーション・プライバシーポリシーのモデル案

- 第1条（定義）
- 第2-1条（取得される情報の項目、利用目的、取得方法）
- 第2-2条（お客様ご自身によりご登録いただく情報）
- 第3条（同意）
- 第4-1条（外部送信）
- 第4-2条（第三者提供）※第三者提供がある場合
- 第5条（利用者関与の方法）
- 第6条（サービスの終了と情報の取扱い）
- 第7条（個人情報保護方針（プライバシーポリシー）等へのリンク）
- 第8条（情報の開示、提供）
- 第9条（取得された情報の公開、共有）
- 第10条（問い合わせ窓口）
- 第11条（変更）



(参考) アプリケーション・プライバシーポリシー概要版

経済産業省パーソナルデータ WG における取組

■ラベル表示による一覧表示のイメージの提示

項目	記述例
取得者	ABC社 (http://www.XXXXXX.com/)
取得情報	サービス提供に必要な情報 取得者の分析に利用される情報 オプトアウトの方法
取得元	Webページより利用者が入力したもの
取得時	利用規約の「同意ボタン」を押したときから
利用目的	1. 友人と状況を共有するため ……
利用期限	ユーザ登録を抹消するまで
開示先	公開範囲 公開範囲の変更
有無	有
二次利用	情報項目 目的 方法
第三者提供	有無 情報項目 目的 提供先
基本契約	2011年……
第三者詳細	Exampleレーティング
規約の変更	7日間の後発を以て変更

- サービスに必須の情報項目を明示する
- オプトアウト方法を表記する
- 利用目的を表記する
- 公開範囲(開示先)を表記する
- 二次利用する項目を表記する
- 詳細な情報はリンクで表記する
- 第三者提供の項目表記する

■アイコンによる表示のイメージの提示

取得する情報

クリックし 詳細を拡大

取得する情報	取得する情報の概要	用途	匿名化処理及び第三者提供のレベル
	○本サービスでは、あなたの氏名や性別、年齢などの個人情報取得します。	○取得した個人情報は、サービス変更の通知やプッシュ公告のために利用されます。	○匿名化処理を行った上で、リコメンド情報の配信のための、パートナー企業と共有します。

公開範囲(開示先)を表記する

リンクをクリックすると、具体的なパートナー企業の一覧が表示される。

本サービスでは、リコメンド情報の配信のため、以下のパートナー企業と間で、取得した情報を共有します。

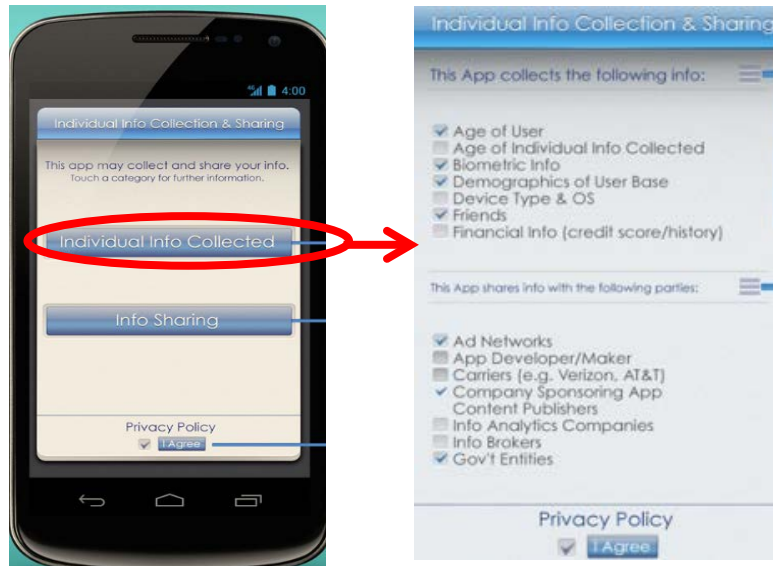
- 株式会社aaaaa
- 株式会社bbbbbb

※さらに、リンクをクリックすると各企業のWebサイトを表示

出典：経済産業省パーソナルデータ WG 資料

NTIA のマルチステークホルダー会合における検討

■ADA（アプリ開発者協会）他による利用者許諾の簡略な告知画面案



■ACT（競争的テクノロジー協会）による Privacy dashboard 案

DATA ACCESSED

USER YES SENSITIVE YES USAGE YES

This app accesses information about the user. This data includes:

USER YES AGE - This app asks users for their age.

BIOMETRICS - Biometrics are specific measurements or biological traits that can identify a user. This app collects biometrics information.

PERSISTENT IDENTIFIERS - Persistent identifiers are ID's that relate to your device or account that can be tied to data collected by this app.

カンターラ・イニシアティブにおける検討

■情報標準共有ラベル

情報取得者は、以下の目的のためにあなたの情報を取得しようとしています。

取得者	Facebook (http://www.facebook.com/)
取得情報	ステータス更新 [実際に試してみる]
取得元	このWebページからのステータス更新
取得時	「投稿」ボタンを押した時
利用目的	1. 友人と状況を共有するため。 2. あなた向けにカスタマイズされた広告を表示するため。
利用期限	元データおよび共有がすべて削除されるまで
開示先	自分と友達のタイムライン及び、Facebook の OpenGraph API を利用する、read_stream の許可をうけたアプリケーション。
追加条件	
基本契約	2011年4月26日付 https://www.facebook.com/legal/terms
第三者評価点	Exampleレーティング社 4.3/5 (2011/11/4)
規約の変更	一部例外を除き、7日間の掲示をもって変更

パーソナルデータ保護の監督機関の比較

	監督機関名称	所管法令	管轄	組織形態	任命方法
米国	連邦取引委員会 (Federal Trade Commission(FTC)) ※Department of Health and Human Services、Federal Communication Commissionなども個別分野を監督	連邦取引委員会法、金融サービス現代化法、公正信用報告法、児童オンラインプライバシー保護法等	民間部門 (一部事業を除く)	委員会 (5名)	大統領によって指名、上院で承認、大統領が任命
EU	欧州データ保護監察官 (European Data Protection Supervisor (EDPS))	Regulation (EC) No 45/2001 of 18 December 2000	EU 機関	独任制	欧州委員会が公募でリストアップした候補から欧州議会と欧州理事会が任命
英国	情報コミッショナー事務局 (Information Commissioner's Office(ICO))	データ保護法、情報自由法、プライバシー及び電子通信規則、環境情報規則	民間部門・公的機関	独任制	司法省が候補者を選定し、総理大臣へ推薦。政府が指名し、女王により任命
フランス	情報処理及び自由に関する国家委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés (CNIL))	情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号	民間部門・公的機関	委員会 (17名)	裁判官 6 名、国会議員 4 名、経済・社会評議会委員 2 名は各々の機関が選出・任命。上院・下院議長が IT 専門家を 2 名任命、首相が IT 又は市民的自由の専門家 3 名を任命。委員長と 2 名の副委員長は委員から選出
ドイツ	連邦データ保護・情報自由監察官	ドイツ連邦データ保護法 (民間部門・公的機関を包括的に規制)	鉄道・郵便・通信部門及び連邦の公的機関	独任制	連邦政府の提案に基づき、ドイツ議会が選定し大統領が任命
	各州の監督機関		鉄道・郵便・通信部門以外の民間部門及び各州の公的機関	州により異なる	州により異なる
カナダ	カナダプライバシーコミッショナー事務局 (Office of the Privacy Commissioner of Canada(OPC))	プライバシー法(連邦の公的機関)、個人情報保護及び電子文書法(連邦及び州の民間部門。4州は州法が適用。医療分野の個別法を持つ州もある)	民間部門・連邦の公的機関	独任制	総督が上院と下院によって選定されたプライバシー・コミッショナーを任命
	各州プライバシーコミッショナー 例：オンタリオ州情報プライバシーコミッショナー (Information and Privacy Commissioner, Ontario Canada(IPC)) ※右の所管法令、任命方法は IPC の場合	※各州が州の公的機関の個人情報保護法を持つ オンタリオ州情報の自由及びプライバシー保護法(州政府、大学等) 自治体の情報の自由及びプライバシー保護法(市、警察、図書館、学校等) 個人の健康情報保護法(医療施設)	各州公的機関(民間部門も対象とする場合あり)	独任制	州副知事により任命 (オンタリオ州の場合)
ニュージーランド	プライバシーコミッショナー事務局 (The Office of the Privacy Commissioner)	プライバシー法	民間部門・公的機関	独任制	主務大臣の推薦に応じ総督が任命
オーストラリア	オーストラリア情報コミッショナー事務局 (Office of the Australian Information Commissioner(OAIC)) Australian Information Commissioner, Privacy Commissioner 及び Freedom of Information Commissioner(FOI)の3人のコミッショナー があり、そのうち Australian Information Commissioner が他の2名の上位にあたる	オーストラリア情報コミッショナー法 (Australian Information Commissioner Act) プライバシー法(Privacy Act) FOI 法(Freedom of Information Act)	民間部門・公的機関	独任制	政府からの助言をもとに総督が各コミッショナーを任命
シンガポール	シンガポール個人情報保護委員会(The Personal Data Protection Commission Singapore(PDPC))	個人情報保護法(PDPA)	民間部門	委員会 (3~17名)	通信情報大臣が任命
韓国	個人情報保護委員会	個人情報保護法	民間部門・公的機関	委員会 (15名)	委員5名ずつ大統領・国会・大法院長が選出・指名

企業等が自主的に定めるルールについての根拠法令の比較

	米国	EU	英国	オランダ	イタリア	アイルランド	
企業等が自主的に定めるルールについての根拠法令	<p>FTC 法 (Federal Trade Commission Act)</p> <p>第 5 条</p> <p>(a) (1) 不公正又は欺瞞的行為又は慣行は違法である</p> <p>(a) (2) FTC は違反行為に対し差止を行うことができる</p> <p>(b) FTC は違反行為に対し排除命令を行うことができる</p> <p>(m) (1) (A) FTC は違反行為に対し民事制裁金 (1 万ドル以下) を請求することができる</p>	<p>データ保護指令 (General Data Protection Directive)</p> <p>第 27 条</p> <p>1. EU 加盟国及び欧州委員会は、行動規範の策定を推奨しなければならない</p> <p>2. EU 加盟国は、業界団体等が行動規範について国家機関の意見を聞いために付託できるように定めなければならない</p>	<p>データ保護規則案 (General Data Protection Regulation (proposal))</p> <p>第 38 条</p> <p>1. EU 加盟国、監督機関、欧州委員会は行動規範を作成することを奨励しなければならない</p> <p>3. 管理者のカテゴリーに入る団体は、行動規範の草稿を欧州委員会に提出することができる</p> <p>4. 欧州委員会は、提出された行動規範が妥当性を持っているか否かを決するために施行法を採択してもよい</p>	<p>不公平な商取引からの消費者保護に関する規則 (The Consumer Protection from Unfair Trading Regulations (CPRs))</p> <p>第 5 条 (3) (b)</p> <p>事業者が誓約した行動規範を守らなかった場合、誤解を生む行為に該当する</p> <p>第 9 条</p> <p>第 5 条 (3) (b) 以外の第 5 条における誤解を生む行為に該当する商業活動を行った場合、罰則の対象となる</p>	<p>個人データ保護法</p> <p>第 25 条</p> <p>1. 行動規範を策定する組織は、行動規範が法律を履行していると宣言するよう要求することができる</p> <p>4. 要求に対する決定は、一般行政法における決定と同等と見なされる</p>	<p>個人データ保護法</p> <p>第 12 条</p> <p>1. 監査当局は、事業者による行動規範の策定を支援する</p> <p>3. 行動規範に含まれる条文の遵守は、公的部門・民間部門を問わずパーソナルデータの処理が合法的であるための必要条件である</p>	<p>データ保護法</p> <p>第 13 条</p> <p>1. 監査当局は、業界団体による行動規範の策定を支援する</p> <p>(3) (a) (i) 承認された行動規範は、法律としての効力を持つ</p>
備考	<p>企業が自主的に宣言したプライバシーポリシーやその他のプライバシーに関する宣言や約束に違反した場合は、FTC 法第 5 条第 1 項が適用される</p>	—	—	<p>OFT (英国公正取引庁) 「Online Targeting of Advertising and Prices」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲティング広告にはデータ保護法だけでなく CPRs が適用されうる ・消費者が実態を知らずにターゲティング広告を行うことは CPRs に違反する可能性がある 	—	<p>報道、歴史学、統計や学術研究、信用情報管理に関する行動規範が策定されている</p>	—